

淀川水系関係 6 府県調整会議規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「淀川水系関係 6 府県調整会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 会議は、淀川流域は 2 府 4 県にまたがり、河川整備にあたっては広域的な調整が必要となることから、相互の立場を理解しつつ、河川整備について意見交換し、河川管理者である近畿地方整備局と関係府県が淀川水系の更なる河川整備の方向性を調整することを目的とする。

（組織）

第 3 条 会議は、別紙で構成される。

- 2 近畿地方整備局は、会議を招集する。
- 3 近畿地方整備局並びに関係府県は、河川整備等に係る意見交換を行う。
- 4 関係府県は、会議の開催を近畿地方整備局に要請することができる。
- 5 構成員が出席できない場合は、代理を立てることとする。
- 6 会議は w e b 会議で開催することができるものとするが、やむを得ない理由により会議を開催することができない場合においては、事案の概要を記載した書面を送付し、その意見を徴し、その結果をもって意見交換に代えることができる。

（情報公開）

第 4 条 会議は公開で開催し、会議に提出した資料等については、会議終了後に原則として公開するものとする。

（事務局）

第 5 条 会議の事務局は、近畿地方整備局河川部に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。

（規約の改正）

第 6 条 この規約を改正する必要があると認められるときは、会議で協議する。

（その他）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

（附則）

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別紙

淀川水系関係6府県調整会議の構成

三重県県土整備部長

滋賀県土木交通部長

京都府建設交通部長

大阪府都市整備部長

兵庫県県土整備部長

奈良県県土マネジメント部長

国土交通省近畿地方整備局河川部長